

市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会傍聴要領

1. 傍聴を希望される場合の手続

- (1) 委員会の傍聴を希望する方は、委員会の開会時までには受付を済ませ、係員の指示に従って委員会の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員は原則として10人とし、定員になり次第、受付を終了します。

2. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するに当たっては、委員長または係員の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が委員会を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3. 委員会を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 委員会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法等により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関の頭撮りの場合又は委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。

4. その他

- (1) 公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。この場合は、速やかに退場して下さい。
- (2) その他、本要領に定めのない事項については委員会において決定します。

附則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。